

## アピアランスケア支援事業 Q&A

### 申請手続きについて

1	家族が手続きに行っても申請できますか。	ご家族の方の代理申請が可能です。代理の場合は申請者の欄に続柄の記入が必要になります。友人や知人の方の申請はできません。
2	がんの治療をしたこと及びがんの治療による脱毛や乳房切除を証明する書類としてどのようなものを提出すればよいですか。	がん治療(病名、抗がん剤名の記載があるもの、乳房切除の手術等)を行ったことがわかる書類が必要になります。(例)化学療法の説明・同意書、治療方針計画書、領収書等
3	領収書の様式は決まっていますか。	決まりはありません。申請者の氏名、商品名、購入日、購入金額、領収書発行者の名称・住所が記載されている領収書であれば申請できます。必要事項の記載がない場合は、納品書や明細書など購入内容がわかるものの写しも領収書と一緒にご提出ください。
4	クレジットカードで購入しました。領収書がないのですが申請はできますか。	店舗によってクレジットカード決済でも領収書を発行できるようですが、発行されない場合は購入内容や支払金額が確認できる書類を提出してください。
5	申請方法が知りたいです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●窓口で申請する場合 保健福祉センター内の健康増進課(つくばみらい市古川1015-1)で受け付けています。 必要書類をご持参ください。</li> <li>●郵送で申請する場合 〒300-2422 つくばみらい市古川1015-1 つくばみらい市健康増進課 宛て 上記の宛先に必要書類を添え、切手付き(84円)の返信用封筒を同封しお送りください。</li> </ul>
6	申請してから振り込みまでどのくらい時間がかかりますか。	交付決定通知後から約1ヶ月程で口座へお振り込みいたします。
7	申請書はどこでもらえますか。	市ホームページでダウンロードしていただくか、健康増進課でお受け取りいただけます。
8	対象者が未成年の場合はどうすればよいでしょうか。	対象者が18歳未満の場合は、保護者が申請してください。その場合、助成金は保護者の口座へ支払います。
9	再発した場合や異なるがんに罹患した場合、転移した場合は再度申請できますか。	以前申請した区分(ウィッグ/乳房補正具/アピアランスケア用品)と異なる用品を購入・レンタルした場合は申請可能ですが、同じ区分内での申請は一人一回のみとなります。
10	購入に伴う手数料及び送料等は助成の対象になりますか。	対象となりません。送料、運搬料、交通費等は本体価格に含まれる場合のみ対象となります。
11	レンタル利用は対象になりますか。	レンタルの場合は、申請前1年以内に支払った額に限り対象になります。
12	購入個数は1つに限られますか。	個数制限はありませんが、購入したものの合計金額と上限1万円を比較して低い額となります。
13	10年前に乳がんの治療を受け、その後乳房補正具を買い換えています。購入後1年以内で初回の助成利用の場合は、治療が終了していても対象になりますか。	対象になります。過去に治療を受けていた方も対象になりますが、購入日は過去1年以内、お一人1回のみとなりますのでご注意ください。
14	過去に治療をした証明の書類を紛失してしまった場合はどうしたらよいですか。	過去の治療に関する書類を紛失された場合は、治療を受けた医療機関に、市規定の証明書を記入してもらうことで代用可能です。証明書は市ホームページからのダウンロードや、健康増進課窓口で入手可能です。
15	茨城県からの助成を受けている場合、対象になりますか。	対象になります。その場合、市の助成額については、対象経費から県の助成額を差し引いた額を購入の経費とします。また、県の助成を受けた際に発行される「いばらきがん患者トータルサポート事業補助金交付決定及び交付額決定通知書」が必要となります。
16	茨城県の助成を申請せず、市の助成のみ申請することはできますか。	可能です。
17	振込先口座は本人の口座に限られますか。	原則、助成対象者本人の方の口座でご申請ください。ただし本人の口座がない場合等は健康増進課までご相談ください。
18	市の助成制度を利用し、その後に県の助成制度を申請することはできますか。	可能です。ただし、助成の補助率や対象となる条件が異なり、先に県の助成制度を利用した場合の方が合計の助成額が多くなる場合があります。
19	年齢や性別の制限はありますか。	ありません。年齢や性別問わず申請することができます。
20	がん治療を受けたのが1年以上前ですが、対象になりますか。	過去に治療を受けた方も対象となります。現在、治療に伴う外見の変化があり、補正具を申請日から1年以内に購入された方は対象となります。

21	転入前にほかの自治体で助成を受けた場合も申請できますか。	申請できません。転入前にほかの市町村で助成を受けた場合は対象になりません。
22	住民票がつくばみらい市にありませんが、申請できますか。	申請できません。アピアランスケア用品購入日(またはレンタルを受けた日)から申請日につくばみらい市に住民登録がある方のみ対象となります。
23	所得制限はありますか。	ありません。
<b>対象用品について</b>		
24	ウィッグの付属品はどこまで対象になりますか。	ウィッグ本体及びウィッグを装着するための保護ネットは「ウィッグ」の区分として対象となります。本体に含まれない付属品(ウィッグのスタンド)や日常的なケア用品(シャンプー・トリートメント・専用スプレー・クリーナー・ブラシなど)は「アピアランスケア用品」の区分として対象になります。
25	全頭かつら以外のかつらも対象になりますか	全頭かつらは区分①のウィッグ、部分かつらやがん治療用の帽子などは区分③のアピアランスケア用品として対象になりますので、それぞれの区分で1人につき1回ずつ申請が可能です。
26	ウィッグと乳房補正具を購入した場合、それぞれの補正具ごとの助成となりますか。	ウィッグと乳房補正具の場合はそれぞれが上限1万円の助成となります。ウィッグ(ネットを含む)・乳房補正具・アピアランスケア用品それぞれの区分ごとに申請可能です。
27	がん以外の病気で脱毛した場合に購入したウィッグも対象になりますか。	がん治療の副作用による脱毛に限ります。
28	ウィッグは医療用に限られますか。	対象の要件にすべて該当されている場合は、医療用に限らず対象になります。
29	ウィッグを自作したいが、材料費は対象になりますか。	対象になりません。
30	帽子は対象になりますか。	アピアランスケア用品として対象となる可能性があります。購入(レンタル)品の情報がわかるもの(カタログ等)をご準備ください。
31	乳がん術後用の下着を購入したのですが、対象になりますか。	下着本体や、下着とともに使用するパッドも対象になります。購入のために要した交通費や送料は対象になりません。
32	乳房補正具は乳がんによるものに限られていますか。	がん種は問いません。がん治療における外見の変化をカバーする乳房補正具であれば対象になります。
33	乳がん用バスタイムカバーは対象になりますか。	アピアランスケア用品として、対象になります。製品の情報がわかるもの(カタログ等)をご提示ください。